

# 個人向け緊急小口資金等

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な方へ緊急小口資金を貸付けます。また、万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための総合支援資金を貸付けます。これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化します。

## ■ 緊急小口資金

→一時的な資金が必要な方(主に休業された方)が対象。

### 特例措置の内容

#### 【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

#### 【貸付上限】

- ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・その他の場合、10万円以内

【据置期間】1年以内【償還期限】2年以内【貸付利子】無利子

## ■ 総合支援資金(生活支援費)

→生活の立て直しが必要な方(主に失業された方)が対象。

### 特例措置の内容

#### 【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

【貸付上限】(二人以上)月20万円以内、(単身)月15万円以内

※貸付期間は原則3月以内

【据置期間】1年以内【償還期限】10年以内【貸付利子】無利子

※総合支援資金(生活支援費)については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件。

### 【問い合わせ】

社会福祉法人 相馬市社会福祉協議会 生活サポート相談センター  
〒976-0013 相馬市小泉字高池357 (総合福祉センター はまなす館内)  
TEL:0244-36-2015 FAX:0244-36-3109  
e-mail:s-syakyo.support@trad.ocn.ne.jp